

保土ヶ谷区制100周年事業 活動団体補助制度 申請団体募集

第1弾

100周年をきっかけとした「始めたい」を応援します



地域課題
の解決や
地域づくり
を応援

新規事業の
スタート
ダッシュ
を支援

令和7年度
最大 5 万円
最長 3 年間
継続補助

申請期間
4月23日(水)
～
6月13日(金)

予告 第2弾*

地域のイベントに
物品貸与などを行う
事業を検討中

予告 第3弾*

令和9年度実施
イベント向け

最大10万円

令和9年度交付

* 内容は今後変更する場合があります。

令和7年度
募集開始

スターターパック

※ 全ての条件を満たしている必要があります。
詳細は、保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金要綱をご確認ください。

目的

保土ヶ谷区制100周年をきっかけに、地域づくりに関する活動を始める団体を支援します。

補助対象団体※

- ✓ 実行委員会が定める活動団体として登録していること
- ✓ 所在地又は主たる活動場所が保土ヶ谷区内であること
- ✓ 役員のうち、2分の1以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体の役員となっていないこと

補助対象事業※

- ✓ 立ち上げから概ね3年未満である事業
- ✓ 令和10年度以降も継続する見込みがある事業
- ✓ 地域課題の解決や地域づくりに資する事業
- ✓ 以下のいずれかに該当する事業
文化・芸術振興に関する事業 / スポーツ振興または健康増進に関する事業 / 異世代間交流に関する事業 / 子育て支援、子どもの居場所づくりに関する事業 / 環境保全に関する事業 / 地域の活性化、にぎわいのあるまちづくりに関する事業 / その他、社会的公共性をもつ事業のうち、特に会長が認めた事業

補助金額・期間

令和7年度 最大 50,000円
最長3年間（令和9年度まで）継続補助
* 令和8、9年度の補助金額は、各年度の募集案内をご確認ください。

審査

補助金審査会において、申請書類の審査を行い、交付又は不交付を決定します。

【主な審査項目】

- ・事業が地域にもたらす効果
- ・費用対効果
- ・事業の実現可能性（計画性）
- ・団体の自立性（財政的基盤、人的基盤）

申請期間・申請先

令和7年4月23日（水）～6月13日（金）
* 申請書類は、持参または郵送でご提出ください。

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会
補助金審査会事務局
保土ヶ谷区総務課（2階20番窓口）
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
TEL：045-334-6373

お気軽にご相談ください！

サポートーパック

に関するご質問も承ります！

ブースターパック

「補助金の対象になる事業かわからない」「申請書類の書き方を教えてほしい」など、補助金に関するご相談は、**ご所属の部会**（こども、魅力、つながり）で受け付けます。また、団体活動に関するご相談も受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

【こども部会】

こども家庭支援課（3階30番窓口）

TEL：045-334-6322

【魅力部会】

区政推進課（2階22番窓口）

TEL：045-334-6227

【つながり部会】

福祉保健課（5階55番窓口）

TEL：045-334-6313

補助金要綱、申請書類の
ダウンロードはこちらから！



保土ヶ谷区
マスコット
キャラクター